

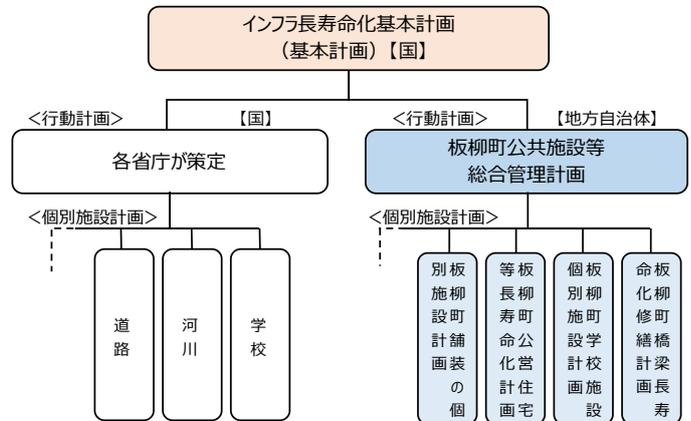
板柳町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)【概要版】

当町では、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の適正配置を行うため、公共施設等総合管理計画を平成 29 年 3 月に策定しました。

策定された公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくことが重要であることから、個別施設ごとの長寿命化計画等を踏まえて、公共施設等総合管理計画を改訂しました。

計画の位置付け

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」(国)における地方自治体の「インフラ長寿命化基本計画(行動計画)」に位置付けられる計画で、本計画の目標達成に向けては、それぞれ個別の施設計画を実施することにより進めていきます。



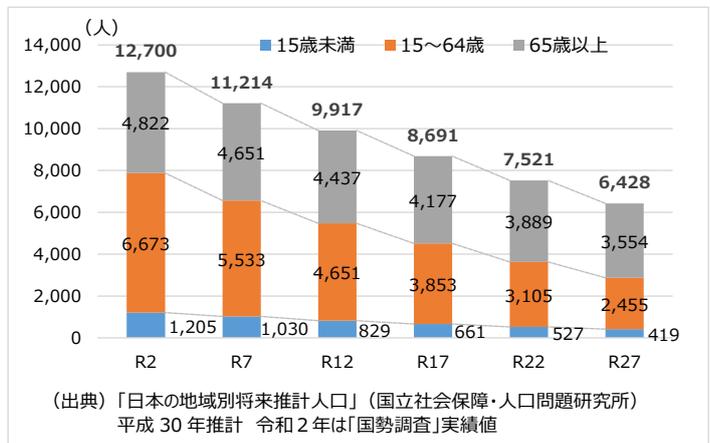
総人口や年代別人口の今後の見通し

● 総人口

令和 2 年 → 令和 27 年
12,700 人 → 6,428 人

● 年代別人口

令和 2 年 → 令和 27 年
15 歳未満 1,205 人 → 419 人
15~64 歳 6,673 人 → 2,455 人
65 歳以上 4,822 人 → 3,554 人



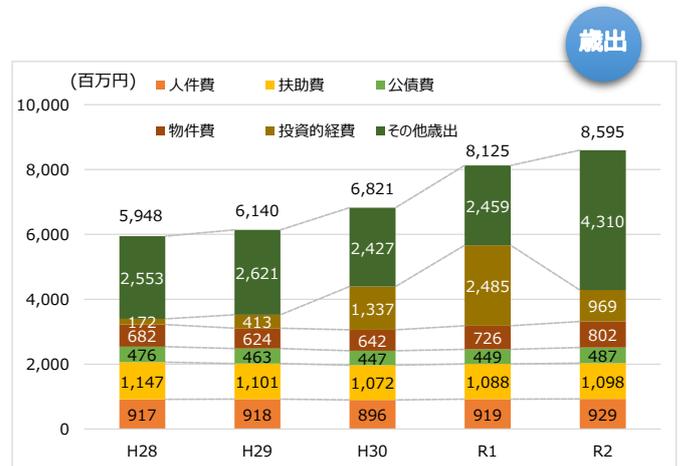
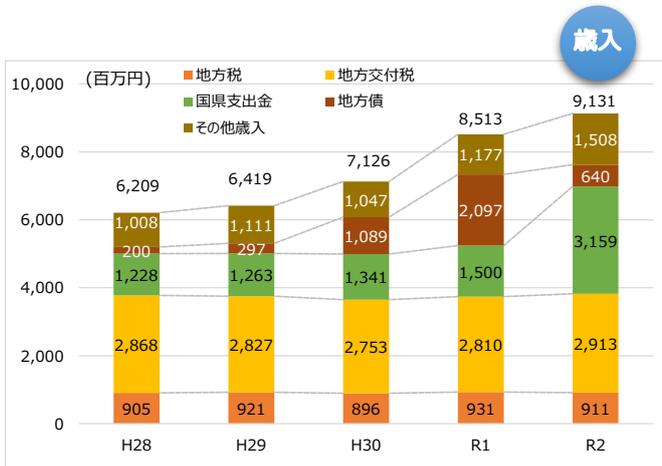
財政の状況

● 歳入

令和 2 年度の歳入は約 91.3 億円で、そのうち地方税は約 9.1 億円、地方交付税は約 29.1 億円となっています。地方交付税の割合が大きく、国の施策に大きく影響を受けやすくなっています。令和 2 年度に国県支出金が大いなのは、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金が 13.4 億円あるためです。

● 歳出

令和 2 年度の歳出は約 86.0 億円で、そのうち人件費は約 9.3 億円、公債費は約 4.9 億円となっています。また、投資的経費は約 9.7 億円で、過去 5 年間の平均は約 10.8 億円です。その他歳出が大いなのは、補助費等(一部事務組合以外)が約 25.8 億円含まれているためです。



公共建築物

75 施設、延床面積 75,754.66 m²（令和 2 年度末現在）

● 延床面積内訳

学校教育系施設の割合が 39.4%と最も大きくなっており、次いで公営住宅の割合が 18.6%、行政系施設の割合が 15.4%、生涯学習系施設が 9.2%となっています。

・学校教育系施設

小阿弥小学校、東小学校、南小学校、北小学校、板柳中学校

・生涯学習系施設

公民館、図書館・工芸室、多目的ホールあぶる、郷土資料館、体育館、柔道場、用具庫、町民プール

・産業系施設

ふるさとセンター、ふるさとセンター（本館、直売所、青柳館）等

・福祉系施設

いきいきセンター（老人憩いの家）

・行政系施設

板柳町役場庁舎、消防庁舎、消防団屯所、一般廃棄物最終処分場、除雪センター、斎場、福祉センター 等

・公営住宅

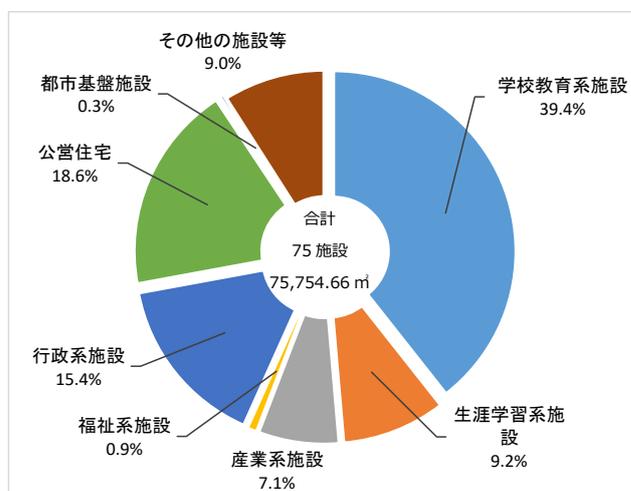
いたや北団地、広栄団地、双葉団地 等

・都市基盤施設

アップルモール（四阿、トイレ）、船岡公園便所 等

・その他の施設等

旧治川第一小学校、旧畑岡小学校、旧治川第二小学校 等

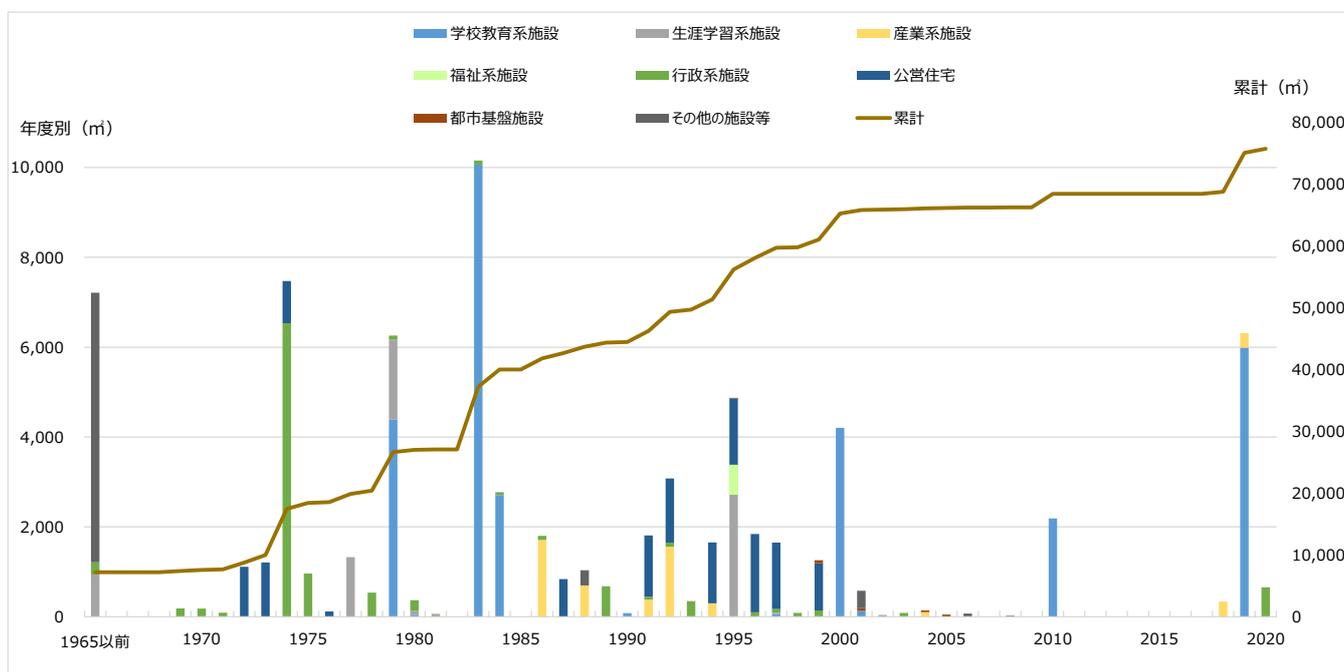


● 築年数別延床面積の状況

1970 年代から 1990 年代にかけて多くの公共建築物が建設されています。

一般的に大規模修繕が必要となる 30 年を経過している公共建築物は全体の 61.1%を占めています。

昭和 56 年（1981 年）の新耐震化基準以前に建築された公共建築物は全体の 35.8%を占めています。



インフラ施設

道路は、実延長約 191 k m、面積は 999,365.93 m²、橋りょうは実延長約 587m、面積は 3,482.31 m²。
 下水道施設は水処理施設が 3 か所で合計面積は、1,704.39 m²、管渠の実延長が約 29 k m。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

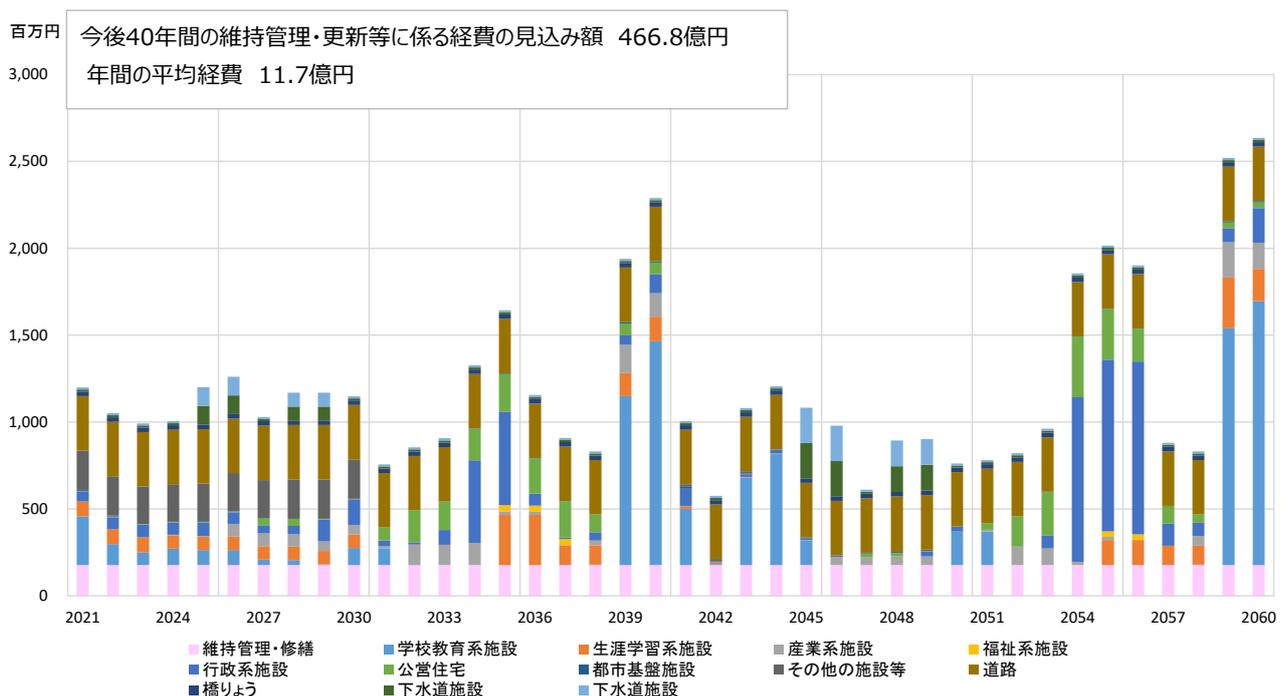
今後 40 年間に長寿命化対策等を実施した場合の経費見込みは約 466.8 億円、年平均で約 11.7 億円となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約 104.7 億円の経費削減となります。

財源について、普通会計はインフラ施設を対象にした国庫支出金や交付税措置のある地方債を積極的に活用します。

今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去3年 平均)
普通 会計	建築物(a)	4,695	12,077	12,480	29,252	39,612	△ 10,360	559
	インフラ施設(b)	1,832		13,565	15,397	15,397	0	50
	計(a+b)	6,527	12,077	26,046	44,649	55,009	△ 10,360	609
公営 事業 会計	建築物(c)	346	982		1,328	1,437	△ 109	9
	インフラ施設(d)	225		480	705	705	0	6
	計(c+d)	571	982	480	2,032	2,141	△ 109	14
建築物計(a+c)		5,041	13,058	12,480	30,580	41,049	△ 10,469	568
インフラ施設計(b+d)		2,057	0	14,045	16,102	16,102	0	55
合計(a+b+c+d)		7,098	13,058	26,525	46,681	57,151	△ 10,469	623



公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

対象施設

町が保有するすべての公共施設等を対象とする。公共施設等とは、庁舎、学校等の「公共建築物」と、道路等といった「インフラ施設」で、令和2年度末時点で当町が保有するすべての施設。

計画期間

40年間（平成29年度（2017年度））～令和38年度（2056年度））
社会経済情勢や地域環境に大きな変化があれば適宜見直します。

取組体制

所轄課が中心となり、施設の管理情報を整理し、これらを適正に管理していきます。また、必要に応じて庁内連携できるような適宜情報を共有化し、連携を図っていきます。

固定資産台帳の整備・運用を図ることにより、中期的な財務シミュレーションの定期的な実施や計画の見直しに活用します。情報の受け手である町民の理解を高め、情報公有に努めます。

基本方針

基本コンセプト

『持続可能で最適な公共サービスを提供する』

総量の適正化

必要に応じて公共建築物の延べ床面積の縮減を目指します。

長寿命化の推進

予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。

民間事業者や県・近隣自治体との連携

民間活力の活用や県や近隣自治体との広域連携を検討します。

実施方針

● 点検・診断等

町や指定管理者等が、施設の日常点検を始めとする定期的かつ計画的な点検・診断等を実施し、その結果を踏まえて老朽化対策に活用します。

● 維持管理・管理・更新等

定期的点検、法定点検の結果を踏まえ、予防保全を重視しコストの縮減・平準化を図ります。

● 安全確保

点検、修繕を通して得た情報の共有化を図り、他の施設についても予防的措置を実施する等安全確保に努めます。

老朽化により供用廃止された施設や今後利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取り壊し、除却する等安全の確保に十分配慮し、適切な管理に取り組みます。

● 耐震化

新耐震基準前に建設された施設等は利用度や災害時の防災拠点としての必要性などを勘案して、優先度をつけて検討していきます。

● 長寿命化

公共施設等の定期点検等を計画的に行い、小規模修繕及び大規模修繕のコストを見極めながら、効果的に実施します。また、利用度の低い施設の中で耐久性の高い施設については用途変更を検討する等長期間使用する事を目指します。

● ユニバーサルデザイン化

利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

● 統合や廃止

施設の整備状況、利用状況、維持管理などコストの状況を勘案し、必要に応じて統合や廃止・規模縮小に取り組みます。

● 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

指定管理者制度等の活用により、民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民が快適に利用できるよう効率的な改善と体制構築を目指します。また、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めています。

フォローアップの実施方針

PDCA サイクルによる評価を行い、進捗状況の管理等を実施し、必要に応じて個別施設計画を策定します。

